

## 消費者

# 料金の前払いにご注意を！

## 業者選びは慎重に

Aさんの家に、以前、床下換気扇を設置した業者が訪ねてきました。

Aさんは、業者から古くなった床下換気扇の買い換え、水道管の取り替え、家の補強工事、樋の補修と雨戸の補修などを次々に勧められ、合計7件、約45万円の契約をし、業者に言われるままに料金を現金で前払いしました。

床下換気扇の設置が完了し、数日のうちに他の工事に入る予定でしたが、業者は「身内で不幸があった」「体調不良で行けない」などと理由をつけては工事を延期し、とうとう電話をかけても連絡が取れなくなってしまうしました。



お金を先に払ったのに工事をしてもらえず、困ったAさんは消費者センターに相談しました。

今回の契約は訪問販売にあたり、法律に定めた契約書面の交付義務があります。Aさんは契約書面を受け取っていないため、契約から8日を過ぎてもクーリングオフの主張が可能だったので、クーリングオフの通知書を作成し、特定記録郵便で送付しました。

しかし、あて所不明で通知書が戻ってきたため、業者と交渉ができず、結果、警察に相談することになりました。

このように、料金を前払いすると、商品やサービスを受け取れない危険性があります。

事業者は経営が苦しくなると早く現金収入を得ようとして、現金払いなら大幅に割り引くと持ち掛け、資金集めをすることがあります。昨年、経営破たんした旅行業者が典型的な例です。

金利はかかっても、分割払いにしておけば、商品やサービスが受け取れない場合に請求が止まる制度もあります。



料金を前払いする時は、信用できる業者なのか十分に検討しましょう。

また、訪問販売などの勧誘を受けてもその場では契約せず、他の業者からも見積りを取って慎重に決めましょう。

### ■問い合わせ

消費者センター(☎829・1234)